

農林水産省における京都メカニズムに関する施策

C D M植林ベースライン調査事業（15年度新規）

政府開発援助国際林業協力事業費補助金（ODA）

1 趣 旨

地球温暖化防止への取り組みは、途上国、先進国が一体となって取り組むべき問題であり、なかでも、C D Mについては、途上国、先進国双方が裨益する制度である。特にC D M植林については、途上国の持続可能な森林造成をC D M事業として位置づけたものであり、我が国から途上国に対する、持続可能な森林経営への取り組みへの支援、途上国の利益、我が国の利益の3つの効果を同時に兼ね備えたものである。

多くの途上国は、世界的な地球温暖化防止への取り組みを、自国の持続可能な発展に結びつけたいという意向を有しており、途上国は、C D M植林を持続可能な森林造成として実施するための、基礎情報の提供を求めている。

一方、C D M植林により発生するクレジットは、当該プロジェクトによる炭素吸収量からプロジェクトがなかった場合の炭素吸収量（ベースライン）を差し引いたものとなるが、途上国における吸収量のベースラインは、当該地域の社会経済的な要因を強く影響するため、その算定は複雑であり、事業参加者が単独で算定するには、多くの時間と経費を要する。

このため、本事業では、C D M植林事業への途上国及び我が国の事業者の参入を容易にするため、C D M植林事業参加者に対し、C D M植林の基礎情報としてのベースライン値の分布情報等を提供するものであり、C D M植林の推進を通じて、途上国の持続可能な森林経営への取り組みを支援するものである。

2 事業内容

- (1) C D M植林候補地域におけるベースライン値の分布地図を作製
- (2) C D M関連他事業との総合的連絡・調整
- (3) 途上国及び我が国のC D M植林事業参加者に対する、ベースライン情報及び持続的なC D M植林事業の経営指針の提供

- | | |
|---------------|-------------------|
| 3 事業実施主体 | (社) 海外林業コンサルタンツ協会 |
| 4 補助率 | 定 額 |
| 5 事業実施期間 | 平成15年度～19年度(5年間) |
| 6 平成15年度概算決定額 | 48,731千円(0千円) |

[担当：林野庁計画課海外林業協力室]

C D M植林技術指針調査事業（15年度新規）

政府開発援助国際林業協力事業費補助金（O D A）

1 趣 旨

世界的規模の地球温暖化防止への取り組みの流れの中で、多くの開発途上国においては、C D M植林を自国の持続可能な森林造成に結びつけて実施したいという意向を有しており、途上国は、森林造成指針としてのC D M植林技術指針を求めている。

一方、C D M事業の流れは、事業参加者が運営組織（O E）に事業を申請、O Eによる事業の評価・C D M理事会への登録、事業参加者による事業の実施及びモニタリング、O Eによる排出削減量又は吸収量の検証及び認証、C D M理事会によるクレジットの発行という過程を経ることとなる。

このため、本事業では、C D M植林事業への途上国及び我が国の事業者の参入を容易にするため、事業参加者がO Eに事業申請を行う際に、事業審査を通りやすくするようなC D M植林技術指針を作成するものであり、C D M植林の推進を通じて、途上国の持続可能な森林経営への取り組みを支援するものである。

2 事業内容

（1）O Eによる事業適格性審査に含まれると目されている

- ・ 生物多様性保全を含む環境影響評価
- ・ 社会経済的影響評価
- ・ 利害関係者への意見聴取と処理方法
- ・ リークエッジ（副次的悪影響）の把握と対処方法
- ・ ベースラインの設定と炭素計測モニタリング手法

の審査をクリアするためのC D M植林事業参加者向け技術指針を作成

（2）途上国及び我が国のC D M植林事業参加者に対する、C D M植林造成技術指針の提供

- | | |
|---------------|------------------|
| 3 事業実施主体 | （社）海外産業植林センター |
| 4 補助率 | 定 額 |
| 5 事業実施期間 | 平成15年度～19年度（5年間） |
| 6 平成15年度概算決定額 | 32,500千円（0千円） |

[担当：林野庁計画課海外林業協力室]

C D M植林人材育成事業（15年度新規）

政府開発援助国際林業協力事業費補助金（O D A）

1 趣 旨

平成14年3月19日地球温暖化対策推進本部決定「地球温暖化推進大綱」第8「地球温暖化対策の国際的連携の確保」によれば、「森林の保全・回復や温室効果ガスの排出削減に係るO D A等の活用を図る」とされている。また、第4「6%削減約束の達成に向けた地球温暖化対策の推進」8、「京都メカニズムの活用」においては、「C D Mへの民間事業者等による取組を推進等するため、人材育成を行う」とされている。

開発途上国においては、O D Aを持続可能な発展のために活用し、温暖化対策としてのC D M植林を自国の持続可能な森林造成として活用したい意向を有している。一方、C D M植林の企画、実施、モニタリング等を担うスタッフについては、途上国においても、我が国においても不足しており、途上国は、C D M植林プロジェクト・スタッフの育成を求めている。

このため、本事業では、C D M植林の推進を図るため、途上国及び我が国のC D M植林プロジェクト・スタッフの人材育成を行うものであり、C D M植林の推進を通じて、途上国の持続可能な森林経営への取り組みを支援するものである。

2 事業内容

途上国及び我が国のC D M植林プロジェクト・スタッフに対する

- (1) 事業の適格性（妥当性）の判断能力の養成
- (2) 事業の企画能力の養成
- (3) 事業実施能力の養成
- (4) 事業の管理・モニタリング能力の養成
- (5) 吸収量のアカウントティング能力の養成

3 事業実施主体 (財)国際緑化推進センター

4 補助率 定 額

5 事業実施期間 平成15年度～19年度（5年間）

6 平成15年度概算決定額 26,803千円（0千円）

[担当：林野庁計画課海外林業協力室]

CDM植林推進の基盤整備 (= 情報整備 体制整備)を実施



情報整備

◆ CDM植林ベースライン調査事業

ベースライン地図の作製。

◆ CDM植林技術指針調査事業

CDM植林事業参加者が、OE (CDM事業の認定機関) による有効化審査を通りやすくするための、PDD (プロジェクト設計書) 事例の作成。



体制整備

◆ CDM植林人材育成事業

申請から執行管理までを担う国内外のプロジェクトスタッフを育成。